

和水経第442号
平成22年1月20日
(2010年)

業者各位

和歌山市水道局経営管理部経理課長

制限付き一般競争入札の実施に伴う入札制度の改正について（お知らせ）

平成22年4月1日以降に締結する役務の調達に係る契約等については、一部の契約において、制限付き一般競争入札により実施することを和水経第441号にてお知らせしたところです。

つきましては、制限付き一般競争入札の実施に伴い、次のとおり入札制度の改正を行いますのでお知らせします。

1 最低制限価格の設定

制限付き一般競争入札を実施する場合において、品質の低下を防止する観点などから、人件費が経費の大部分を占める契約のうち一部の契約については、最低制限価格を試行的に設けることとし、予定価格の100分の66から100分の85までの範囲で定めることとします。なお、最低制限価格を設けた場合、当該価格を下回る価格により入札を行った者は、失格とします。

2 落札件数の制限

制限付き一般競争入札を実施する場合において、大規模事業者による落札の寡占化を防止する観点などから、同日入札日において、同一の者により落札することができる件数に上限の件数（落札制限件数）を試行的に設けることとします。なお、対象とする契約及び落札制限件数については、次のとおりとし、落札制限件数を設けた場合、当該上限の件数を超えた者のした入札は、無効とします。

- (1) 同日入札日に同種の契約が複数あり、契約の性質上、履行区域などを分割して発注するものは、落札制限件数を1件とします。
- (2) 同日入札日に同種の契約が多数あるものは、落札制限件数を同日入札日の同種の契約（入札）総件数のおおむね半数の件数とします。

3 市内業者への優先発注

制限付き一般競争入札を実施する場合において、市内中小事業者の育成を図る観点などから、同日入札日に同種の契約が多数あるもののうち一部の契約については、入札公告において示した入札参加資格を有することの確認により、入札参加資格を満たす市内業者が多数ある場合は、市内業者だけが入札参加資格を有することができる入札参加資格を試行的に定めることとします。

また、契約の内容によっては、入札参加資格を有すると見込まれる市内業者（市内対象業者）が極めて多数あると認められるときは、市内業者だけが参加することができる入札参加資格を定める場合があります。

4 実施時期について

平成22年4月1日以降に締結する契約（平成22年度予算の支出負担行為に係るもの）から実施します。